

市有財産売却一般競争入札公告

市有財産（不動産）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 12 月 1 日
安芸市長 西内 直彦

1 売却物件及び予定価格

次の物件について予定価格を公表し、入札に付する。

物件 番号	所在地	地目	面積	予定価格 (最低入札価格)
1 号	安芸市宝永町 501 番 4	宅地	251.44 m ² (76.06 坪)	6,763,736 円
2 号	安芸市本町一丁目 104 番 8、 104 番 10、104 番 11	宅地	261.92 m ² (79.23 坪)	9,900,576 円

2 入札参加資格を有しない者

次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しその事実があった日から 3 年間が経過しない者
- (3) 入札物件の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- エ 入札物件を暴力団の事務所、公の秩序又は善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるもの、その他これに類するものの用に供しようとする者
 - オ 自己又は自社の経営に暴力団または暴力団員が実質的に関与している者
 - カ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用等している者
 - キ 暴力団又は暴力団員に対し資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者
 - サ アからコまでに該当する方の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 本入札にかかる公告、本要項及び安芸市が定める本件入札に関連する諸規定の内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札に関する必要書類の配布期間及び配布場所

日 時： 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで
午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
場 所： 安芸市役所財産管理課（庁舎 1 階 6 番窓口）

4 入札参加申込期間及び場所

日 時： 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで
午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
場 所： 安芸市役所財産管理課（庁舎 1 階 6 番窓口）
持参又は郵送（簡易書留）により提出する。（※締切日必着）
（郵送先）
〒784－8501
安芸市土居 82 番地 1 安芸市役所財産管理課（財産係）宛て

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札希望者は、入札参加申込み後、入札金額の 100 分の 5 に相当する額以上（1 円未満切上げ）の入札保証金を本市から交付された納付書を用いて、下記期日までに持参又は振込みにより納付する。

納付期限：令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

※持参の場合 午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 入札保証金は、落札者には契約保証金または土地代金へ充当する。落札者以外の者には返還する。

(3) 入札保証金には利息を付さない。

(4) 落札者が指定日以内に契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

物件番号	所在地	入札保証金
1 号	安芸市宝永町 501 番 4	338, 187 円以上
2 号	安芸市本町一丁目 104 番 8、 104 番 10、104 番 11	495, 029 円以上

6 入札期間及び場所

日 時： 令和 8 年 1 月 5 日（月）午前 8 時 30 分から令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 5 時まで

場 所： 安芸市役所財産管理課（庁舎 1 階 6 番窓口）

7 入札方法

(1) 入札は一般競争入札による。

(2) 入札書は所定の用紙を使用する。封筒に宛名及び入札者名及び住所を記入し、入札書及び入札保証金充当申出書（別記様式第 3 号）、入札保証金返還請求書（別記様式第 7 号）を入れて封入し、持参又は郵送（簡易書留）により提出する。（※締切日必着）

(3) 入札を共同で行う場合は、代表者選任届を添付すること。

8 開札（日時）

令和 7 年 1 月 13 日（火）午後 1 時 30 分

安芸市役所 2 階第 1 会議室

9 落札者の決定

(1) 開札の結果、市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札者となる同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、後日日時を指定し、再度入札を行い決定する。

10 特別売却

期間入札で落札されなかった物件は、令和 8 年 1 月 14 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）までの期間において、先着順により売却します。

11 無効入札

地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）及び安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当する入札は無効とする。

12 特記事項

契約締結の日から 5 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。